

## ■大阪府営公園マスタープラン(案)に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【募集期間】 平成31年2月14日(木曜日)から平成31年3月15日(金曜日)まで

【募集方法】 電子申請・郵送・ファクシミリ

【募集結果】 1名の方から、1件のご意見・ご提言をいただきました。いただいたご意見・ご提言についての大阪府の考え方は次のとおりです。

意見内容	大阪府の考え方
<p>25ページ、府民の命を守り、安全・安心・快適に利用できる公園づくりを推進、(iv)ユニバーサルデザインの推進について  「敷地内完全禁煙」を案に加えられたい。  妊婦の方、高齢者、障がい者を含めた、全ての人が安心して受動喫煙に遭わずに利用できるよう敷地内完全禁煙とすべきだ。大阪府子どもの受動喫煙防止条例は公園を子どもの利用が想定される公共的な空間と位置付け、受動喫煙をさせることのないよう努めることは社会全体の責務であるとする。府の条例なのだから府の公園で模範を示すべく現状の禁煙箇所の指定をさらに進め敷地内完全禁煙とし子どもを受動喫煙から守るべきだ。  喫煙者は喫煙さえしなければ問題なく公園を利用出来るので、敷地内完全禁煙はユニバーサルデザインに適う。タバコを嗜好品といって擁護する向きもあるが、嗜好品であるならば自己の意思で使用・不使用を自由に決められるはずだ。公共の場において、受動喫煙という他者危害のリスクのある喫煙行為を許容する理由は何もない。もし喫煙すなわちニコチン摂取の欲求に抗うことが出来ない者がいるとしたら、それはニコチン依存症という病気であるので、禁煙外来を受診するなどして治療すればよいだけだ。</p>	<p>府営公園では、受動喫煙の防止の観点から以下のとおり取り組んでいます。  (1)室内又はこれに準ずる環境(施設内の飲食店契約民間施設を含む)は、全面禁煙。  (2)屋外エリアの禁煙エリア設定  遊具が設置されているなど子どもの利用が多いと想定されるエリアや、スポーツ施設内、場所の特性から禁煙とすべきエリアについては、禁煙として、公園ごとに当該エリアを設定。  (3)(1)(2)以外のエリアについても、周囲の方への受動喫煙に注意するよう、園内放送等により呼びかける。</p> <p>今後、2019年7月から段階的な施行を予定している「大阪府受動喫煙防止条例」の趣旨等をふまえ、望まない受動喫煙を防止するという観点から府営公園では禁煙エリアの拡大など、効果的な対応策を検討し、その結果を必要に応じ本マスタープランに反映していきます。</p>